

市	都	街	商	公
(1)	(2)①	(2)②	(3)	

●社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）

1. 支援策の概要

商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備について支援を行います。

例：中心市街地活性化広場公園整備事業

2. 支援策の内容

(1) 対象者

地方公共団体

(2) 交付対象経費と交付率

1) 施設の整備に要する費用にあつては当該費用の 1/2

2) 用地の取得に要する費用にあつては当該費用の 1/3

(3) 中心市街地活性化広場公園整備事業の対象地区

ア. 地区の要件

- ・ 中心市街地法に基づく基本計画に位置づけられた地区を含む地区で 3 箇所以上の公園・緑地の整備を行うもの。

イ. 事業箇所の要件

- ・ 1 箇所当たりの面積が 500 m²以上であること。
- ・ 都市計画決定されていない公園、緑地を含む。ただし、事業完了後、都市公園として管理するものであること。

3. 問合せ先

国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課

phone 03-5253-8111(内線 32-953) fax 03-5253-1593